

地域密着型臨床研修病院の認定について

背景

- 地域枠等の学生とそれ以外の者が同時にマッチングを実施するため、地域枠等の学生が従事要件が課された地域での希望病院にマッチできない可能性があることを踏まえて、地域枠等の学生に対する臨床研修の選考について、地域枠の一定割合を上限としつつ、一般のマッチングとは分けて実施するプログラムを設けることが、医師臨床研修部会報告書（平成 30 年 3 月 30 日）に明記された。
- 当該報告書を踏まえて、令和 4 年度開始研修医の募集プログラムから、地域枠等の学生に対して、一般のマッチングに先行して選考を行う、地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした「地域医療重点プログラム」を設けることが可能となった。
- 地域医療重点プログラムを設置しようとする基幹型臨床研修病院は、臨床研修に関する省令施行通知^{*}の規定に基づき、「地域密着型臨床研修病院」の認定を都道府県知事に申請し、都道府県知事は、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、認定することとされている。
※ 「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第 0612004 号 平成 15 年 6 月 12 日）」
- 今般、上越総合病院から、地域密着型型臨床研修病院の認定申請が県になされたことから、本協議会においてお諮りするもの。

地域密着型臨床研修病院の認定基準

臨床研修に関する省令施行通知における地域医療重点プログラムの設置基準に則り、次の観点から審査を実施。

【認定基準】

- ア 研修体制が充実していると認められること（十分な指導体制を有す基幹型臨床研修病院である）
- イ 医師少数区域及び医師少数スポットにおける地域医療の研修期間が 12 週以上であり、臨床研修修了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること
- ウ 地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること

基準適合の確認方法

審査点検表に基づき、地域密着型臨床研修病院の認定基準に適合していることを申請書類で確認。

審査結果

- 「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第 0612004 号 平成 15 年 6 月 12 日）」に規定する認定基準に適合するか、県担当職員による書類審査を実施した。
- 上越総合病院は、十分な指導体制を有する基幹型臨床研修病院であり、上記認定基準をいずれも満たすことを確認できたことから、新たに地域密着型臨床研修病院として認定をすることは適と評価する。
- 上記結果を踏まえ、上越総合病院からの地域密着型臨床研修病院の新規認定申請については承認してはどうか。

今後のスケジュール

- 令和7年2月下旬 県から病院へ地域密着型臨床研修病院の認定通知
 4月中旬 県が地域枠等限定先行の定員設定
 6月上旬まで 地域密着型臨床研修病院が地域枠等限定選考を実施
 (募集及び採用決定)
 令和8年4月以降 地域医療重点プログラムで採用された研修医が研修開始

参考

令和5年度地域医療重点プログラムの採用状況

	都道府県	地域密着型臨床研修病院の名称	募集定員	マッチング前採用	マッチング採用	二次募集による採用
1	宮城県	坂総合病院	2	0	1	0
2		東北大学病院	4	0	2	0
3	秋田県	大館市立総合病院	2	0	0	0
4	山形県	山形県立中央病院	1	1	0	0
5		山形大学医学部附属病院	2	0	0	0
6		日本海総合病院	1	1	0	0
7		公立置賜総合病院	1	0	0	0
8		山形県立新庄病院	2	0	0	0
9		済生会山形済生病院	1	0	0	0
10	千葉県	千葉西総合病院	3	1	2	0
11	長野県	JA長野厚生連長野松代総合病院	1	0	0	0
12	岐阜県	岐阜大学医学部附属病院	3	0	0	0
13		高山赤十字病院	1	0	1	0
14	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	1	1	0	0
15		長浜赤十字病院	1	0	0	0
16	大阪府	和泉市立総合医療センター	1	1	0	0
17		関西医科大学附属病院	1	1	0	0
計			28	6	6	0

【出典：令和5年度第3回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（R5.10.4）資料】